

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第22号

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則（平成24年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、平成18年保障額と<u>その者の職務の級及び号給に応じて職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第89号。以下「平成25年1月改正条例」という。）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）別表第1から別表第6まで（平成25年1月改正条例第5条の規定による改正前の平成24年改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める給料月額との差額（当該差額が2万円を超えるときは2万円）の2分の1に相当する額を平成18年保障額から控除した額とする。</u></p>	<p>（平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、平成18年保障額と給料月額との差額（当該差額が2万円を超えるときは2万円）の2分の1に相当する額を平成18年保障額から控除した額とする。</p>

#### 附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。